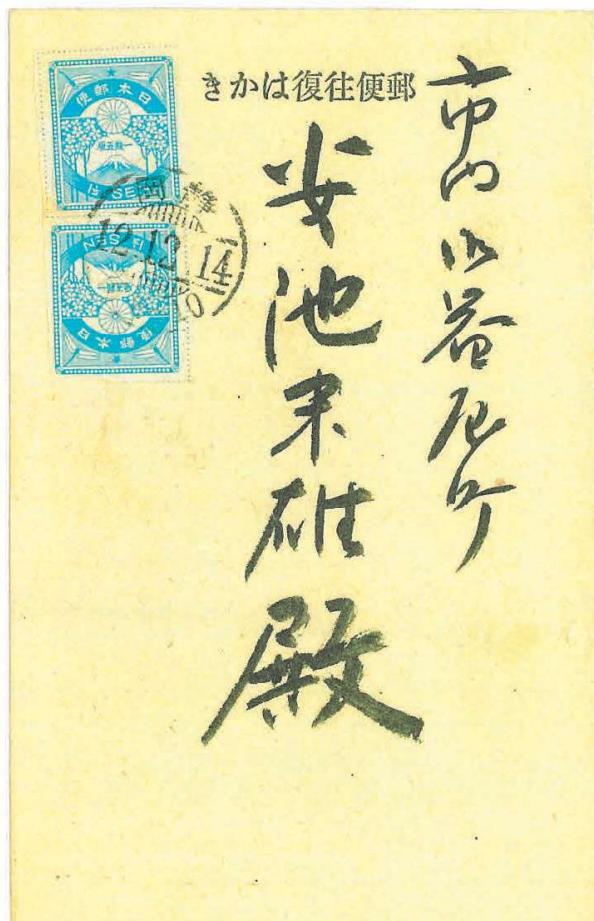


震災 1 錢 5 厘切手 2 枚貼り「私製往復葉書」の使用例



上図の葉書を見て、「おやっ？」と思われた方が多いのではないだろうか。私製葉書に対して、震災 1 錢 5 厘切手が 2 枚貼付されている。データは、静岡／12. 12. 14／前 8-10、通信内容は株主総会の通知書である。本来ならば 1 枚で足りるはずであるが、異なるのは上部に「郵便往復はかき」と印刷されていることである。

当時の郵便規則では許可されていなかったため、第一種書状扱い（料金 3 錢）として差出された、極めてユニークな私製往復葉書の往信部使用例である。

(なお下部の切手が逆貼りされているのは、差出す際に、許可されていないことを指摘されたことに対する、当局への不満の表われであろうか?)

多面的に考えて、関東大震災後間もない大正 12 年 12 月の静岡市。官製往復葉書の在庫が相当逼迫していたであろう状況も、現に使用された一因と考えられる。

それでは、当時なぜ私製往復葉書が許可されていなかったのであろうか。考えられる理由としては、

- ①現に官製の往復葉書が発行・利用されており、あえて私製往復葉書の規則を制定する必要性がないと当局が考えていた。
- ②郵便を多用する会社などでは、許可されていない私製往復葉書を調整・使用した場合、第一種書状扱いの郵便料金が必要になる。返信部にも返信用の切手を貼付するなどしなければならない。結果的に官製の往復葉書よりも総合的に料金が高くつくことになる。

私製往復葉書の使用を認めることになったのは、戦時中の昭和 19 年 4 月 1 日からである。(3 月 27 日付：運輸省令第二十一号、郵便規則第二十七条一項による)。昭和 19 年と言えば、日本の経済状況・社会情勢は相当厳しいものとなってきており、郵便料金改正のほか、規則の改正、切手や葉書用紙の節約を図るため実施されたものと考えられる。

残念ながら返信部は切り取られているが、おそらく 1 銭 5 厘切手が貼付されていたか、あるいは無切手状態であったと思われる。

(日本郵樂会会員：西川 恵久)